# ID:　232

## 担当部署:　上下水道課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 使用料の徴収 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町下水道条例　第15条 |
| **例規番号** | 平成17年条例第139号 |
| 【根拠条文】(使用料)第15条　管理者は、公共下水道の使用について、使用者から1使用月につき次の表に定める使用料を徴収する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本使用料 | 排除汚水量の区分 | 従量使用料 |
| (立方メートル) | (1立方メートルにつき) |
| 8立方メートルまで | 8を超え20まで | 180円 |
| 1,404円 |
| 20を超え30まで | 192円 |
| 30を超え50まで | 224円 |
| 50を超え150まで | 280円 |
| 150を超えるもの | 327円 |

2　管理者は、毎月定例の日に排除した汚水の量を認定し、その汚水量をもってその日の属する月分として使用料を算定する。【基準】根拠条文に同じ。 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |